第2回生涯学習審議会
資料1－2

# 学校施設開放事業の概要について

町田市では、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法に基づき、市民の文化活動・スポーツ活動等の場所として活用いただくため、学校教育に支障のない範囲で市立小中学校の施設を開放しています。

なお、特別教室等の開放事業については生涯学習部生涯学習センター、校庭・体育館の開放事業については文化・スポーツ振興部スポーツ振興課が実施しています。

| 開放施設 | 開放実施校 |
|---|---|
| 特別教室等（5校）<br>（音楽室、調理室、図書室、ランチルーム等） | 本町田小学校（※1）、木曽境川小学校、小山ヶ丘小学校<br>町田第一中学校（※2）、鶴川中学校 |
| 校庭（56校） | 南つくし野小学校を除く市立小学校<br>町田第一中学校、南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校、鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、金井中学校、忠生中学校、山崎中学校、木曽中学校、小山中学校、武蔵岡中学校 |
| 体育館（55校） | 南つくし野小学校を除く市立小学校<br>町田第一中学校、町田第二中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校、鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、忠生中学校、山崎中学校、小山中学校、堺中学校、武蔵岡中学校 |

## 1 特別教室の開放

特別教室の開放は、学校教育活動を行っていない時間帯の有効活用として主に地域の方を対象にして実施しています。原則として団体利用に限られますが、2022年8月から開放を開始した町田第一中学校の図書室については、個人利用が可能です。

### (1)開放区画の考え方

学校の校舎内は、一般教室や職員室など、児童生徒の物品や個人情報等が保管されている部屋が多くあります。そのため、原則として、開放エリアと一般教室・職員室等がある非開放エリアをシャッターや扉で区画分け可能な学校でのみ実施しています。

### (2)利用対象者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす団体

(1)市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する高校生相当年齢以上であること。
(2)構成員が5人以上で、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
(3)構成員全員が同居の家族でないこと。

※町田第一中学校の図書室：市内に在住、在勤又は在学している方（小学校未就学児除く）

### (3)利用日時

各学校で、利用できる日時が異なります。また、利用時間には、準備、片付け、清掃、学校敷地外へ出るまでの時間を含みます。なお、年末年始は利用ができないほか、学校行事、選挙等により、利用を中止することがあります。

### (4)特別教室利用時の受付・施設管理

利用する際の受付や施設の管理は、「公益社団法人　町田市シルバー人材センター」に委託をしており、開放利用時は「地域利用管理人室」に常駐しています。

## (5)利用方法

開放を利用するには、団体登録が必要です。実施している5校のうち、町田第一中学校のみ、予約システムを使って登録・利用申請をする必要があります。

| | 開放実施校(4校) | 町田第一中学校(図書室除く※1) |
|---|---|---|
| 利用団体登録 | 生涯学習センター窓口で団体登録を申請<br>(申請後、利用登録証を交付します) | 生涯学習センター窓口で団体登録を申請<br>(申請後、町田市施設案内予約システムのIDを付与します) |
| 登録の有効期間 | 3年間 | |
| 利用申請方法 | 利用する学校の「地域利用管理人室」で利用申請書を提出して申請(申請後、利用承認書を交付します) | 町田市施設案内予約システムで申請 |
| | 利用希望日の前月の第1土曜日～利用日の7日前まで利用申請が可能<br><申請期間のイメージ><br> 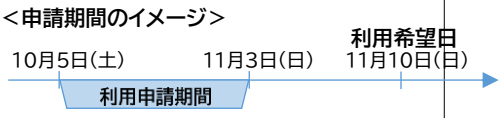 <br><br>・利用月ごとに4回分の申込が可能<br>・受付時点で利用希望が重複した場合、その場で抽選 | 利用希望日の前々月の1日～8日に抽選の申し込みが可能<br><申請期間のイメージ><br> 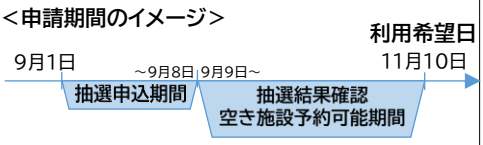 <br><br>・利用月ごとに5回分の申込が可能<br>・抽選結果は、申し込みした月の9日以降に予約システムにて確認が可能<br>・抽選後に予約が入っていない施設は、利用当日の開始時間まで予約システムから予約することが可能 |
| 利用料金 | 無料 | 利用当日に使用料(下表参照)を現地で支払<br>(券売機にて利用券を購入) |
| 当日の利用方法 | 利用する学校の「地域利用管理人室」で「利用登録証」を提示して受付 | 「地域利用管理人室」で「施設等利用届」を記入し、利用券とともに提出して受付 |
| その他 | ・町田第一中学校図書室の利用にあたっては、団体登録及び予約は不要です。<br>・利用後は、片付け及び清掃のうえ、終了する旨を管理人へ報告していただきます。<br>・来校時は徒歩又は公共交通機関の利用をお願いしています。 | |

＜町田第一中学校施設利用料金＞
利用当日に現地に設置している券売機にて利用券を購入する必要があります。

| 室場名 | 月曜日・火曜日 | 土曜日・日曜日・祝日 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 夜間 | 午前 | 午後 | 全日 |
| | 7:00～9:00 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 9:00～17:00 |
| 武道場 | 1,700円 | 2,500円 | 3,400円 | 5,900円 |
| 交流ホール | 900円 | 1,400円 | 1,900円 | 3,300円 |
| 多目的室 | 500円 | 800円 | 1,100円 | 1,900円 |
| 音楽室 | 400円 | 700円 | 900円 | 1,600円 |
| 調理室 | 400円 | 600円 | 800円 | 1,400円 |
| 図書室 | 利用不可 | 無料 | | |

※森野、中町、旭町、本町田、藤の台1～2丁目の町内会・自治会、青少年健全育成地区委員会、学校等により構成された町田第二地区協議会に所属する団体は、使用料が全額免除

## 2 校庭・体育館の開放

市立小中学校（小学校41校、中学校17校）の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ活動の場所として活用いただくため、スポーツ団体等に開放しています。

### (1)利用対象者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす団体
(1)市内に活動拠点のあり、代表者が市内に在住する18歳以上であること。
(2)構成員が10人以上で、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
(3)構成員全員が同居の家族でないこと。

### (2)利用日時

利用時間には、準備、片付け、清掃、学校敷地外へ出るまでの時間を含みます。なお、年末年始は利用ができないほか、学校行事、選挙等により、利用を中止することがあります。

◇平日の学校がある日　17:00～21:00
◇平日の学校がない日(休校日)、土・日・祝　8:00～21:00

### (3)利用方法

学校施設の校庭・体育館の利用を円滑に進めるために、各学校には「学校開放運営委員会」を設置しています。 委員会の主なメンバーは、各学校を利用しているスポーツ団体で、そのほか学校の教員や地域の自治会が入っていることもあります。

委員会の主な役割は、 ①施設利用をする上での学校との調整、 ②学校や各団体からの連絡事項の共有・周知、 ③開放利用のスケジュールの調整、 ④開放利用実績のスポーツ振興課への報告の4つです。

| | |
|---|---|
| **利用団体登録** | スポーツ振興課で団体登録を申請※(メール、FAX、窓口申請等)<br>(申請後、各学校の開放運営委員長からの利用利用団体報告書の提出を受け、各団体の利用承認通知書を交付します) |
| 登録の有効期間 | 1年間(申請日の年度末まで) |
| 利用申請方法 | ・利用予定の調整は、主に各学校の開放運営委員会が行っています。<br>・新規に利用する場合は、直接、委員会の代表者に連絡していただき、利用方法等の確認や調整をお願いしています。<br>・委員会代表者の連絡先は、スポーツ振興課にてお伝えしています。 |
| | 利用月の前月中に、各学校開放運営委員会で翌月の団体間の利用調整を行い、利用予定表を学校とスポーツ振興課に提出<br><br>・利用予定表後に利用キャンセル等変更が生じた場合は、各学校開放運営委員長に連絡し、必要に応じて再度利用調整を行う<br>・キャンセル時のペナルティなし |
| 利用料金 | 無料<br>ただし、体育館の空調を使用した場合は1時間当たり300円を後日支払 |
| 当日の利用方法 | ・原則、利用時に市が委託した管理人等はいないため、受付等は不要<br>・利用後、利用者自身で後片付け、原状復帰確認、施錠等を実施 |
| その他 | ・多くの学校で開放用の鍵や機械警備解除用のカードを入れたキーボックスを体育館の玄関付近に設置しており、開放運営委員会で管理している暗証番号を使用して利用者自身がキーボックスから鍵等を取り出し、施設の開錠・施錠を行っていただいています。 |

※利用団体登録は、事前に各学校の開放運営委員会と調整を行い、利用学校を決定してから行います。

## 3 事業費

＜全体事業費＞　A:生涯学習センター費　B:学校施設開放事業

| | | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|---|---|
| 内訳 A財源 | 町田市 | 948 | 3,229 | 5,595 |
| | 国、東京都 | | 9,730 | 10,000 |
| | その他 | | 291 | 476 |
| 計（Aのみ） | | | 13,250 | 16,071 |
| 内訳 B財源 | 町田市 | 48,433 | 51,150 | 47,681 |
| | 国、東京都 | | | |
| | その他 | 5,747 | 8,143 | 8,613 |
| 計（Bのみ） | | 54,180 | 59,293 | 56,294 |
| 事業費総計（A・B） | | 55,128 | 72,543 | 72,365 |

※子ども・長寿・居場所包括補助事業費補助（2022年度から2024年度まで）

## 4 登録団体数と利用状況

### （1）登録団体数

| 開放施設 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|---|
| 特別教室等 | 27 | 41 | 47 |
| 校庭 | 141 | 118 | 112 |
| 体育館 | 234 | 300 | 290 |
| 計 | 402 | 459 | 449 |

### （2）利用状況

| 開放施設 | | 2021年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 延べ人数 | 件数 | 延べ人数 | 件数 | 延べ人数 |
| 特別教室等 | 小学校 | 124 | 1,675 | 137 | 1,881 | 143 | 2,419 |
| | 中学校 | 40 | 880 | 249 | 5,961 | 349 | 9,370 |
| 校庭 | 小学校 | 3,652 | 147,144 | 4,994 | 191,761 | 5,049 | 213,528 |
| | 中学校 | 350 | 7,624 | 393 | 9,052 | 905 | 16,455 |
| 体育館 | 小学校 | 5,506 | 103,495 | 11,620 | 187,475 | 10,798 | 198,751 |
| | 中学校 | 1,823 | 21,384 | 3,175 | 38,768 | 3,414 | 42,213 |
| 町田第一中学校図書室（個人利用） | | - | - | - | 534 | - | 695 |
| 計 | | 11,495 | 282,202 | 20,568 | 435,432 | 20,658 | 483,431 |

・中学校は部活動があるため、小学校と比較して開放可能な日数・時間が少なくなります。
・校庭及び体育館は多くの団体に利用いただいており、学校によっては過密な状況が生じています。

## 5 運用における課題

現在の学校開放制度については、開始から数十年が経過し、様々な課題が生じています。
今後は、学校関係者や利用団体からのご意見も踏まえながら、より多くの市民にご利用いただけるようなしくみとなるよう整備を進めていくことが求められています。

＜学校関係者や利用者からの声＞

・利用予約の調整や問い合わせ対応等が負担になっている
・施錠漏れや利用時間の超過など、利用ルールが守られていないことがある
・既存の利用団体の意見が強く、新規利用者が入りにくいとの声を聞く
※「学校施設利用状況調査」（2023年8月）より

・利用調整の際、団体間で公平さを保つのが難しい
・お金を払ってでも市の体育施設を借りたいが、どこも一杯でなかなか借りられない